

二世帯向シルバーピアの入居資格

申込期間に、次の 1～6 のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が 65 歳以上であること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

2 申込者が東京都内に継続して 3 年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して 3 年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、特別永住者もしくは中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 65 歳以上の同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している 65 歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね 60 歳以上とします。また、結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1) のほか、次の方は申込みできます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップ関係の相手との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2) にあてはまる方
 - イ 申込期間に申込者と税法上の扶養関係にある方。（課税証明書で扶養関係が証明できること。）。
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で 3 親等内の血族または姻族の方。
 - ※3 親等内の血族または姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者もしくは中長期在留者で、上記 (1) から (3) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記 (1) から (4) にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族等の変更はできません。

※おおむね 60 歳以上とは申込書配布期間に 57 歳以上の方をいいます。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

申込者および同居親族に所得税法上の遠隔地扶養親族がいる場合は、扶養親族 1 人につき 38 万円を世帯の年間所得から差し引いてください。

所得基準 0 円～2,948,000 円

●同居親族が、次のいずれにもあてはまらない 57 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合

所得金額 0 円～2,276,000 円

(1) 心身障害者

次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者

(2) 原子爆弾被爆者

厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること（過去に交付を受けていた方を含む。）。

(3) 海外からの引揚者

海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

(4) ハンセン病療養所入所者等

ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5 住宅に困っていること

(1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後 2 か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。